

## 高松市景観条例（平成24年高松市条例第45号）

### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）の基本理念にのっとり、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、景観の保全、育成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 建築物等 建築物又は工作物をいう。

### （景観計画の策定）

第3条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 景観計画は、高松市美しいまちづくり条例第6条に規定する高松市美しいまちづくり基本計画に即したものでなければならない。

3 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観形成に関し必要な事項を定めるものとする。

4 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、高松市景観審議会条例（平成24年高松市条例第43号）に規定する高松市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、景観計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第4条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、特に重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

(景観計画の策定等を提案できる団体)

第5条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第17条の規定により認定された景観まちづくり協議会とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第6条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しない行為)

第7条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

(景観計画への適合)

第8条 法第16条第7項第11号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第9条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、次のいずれかに該当するときに、終了するものとする。

- (1) 市長が景観計画に適合すると認めたとき。
- (2) 事前協議を申し出た者が、規則で定めるところにより、市長に当該事前協議を終了することを申し出たとき。

3 市長は、事前協議が終了したときは、規則で定めるところにより、事前協議を申し出た者に対し、その結果を通知するものとする。

(届出に添付する図書)

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、建築物等の平面図、断面図その他規則で定める図書とする。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

（行為の完了の報告）

第12条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をした者は、当該届出及び通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

（報告及び立入検査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第16条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該行為の対象となる土地に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告等の手続）

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による変更命令等をしようとする場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴くものとする。ただし、その者が正当な理由なく

意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定の手續)

第16条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観まちづくり協議会の認定)

第17条 市長は、一定の地区における景観形成を図ることを目的として組織された団体であつて、次に掲げる要件に該当するものを景観まちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

- (1) 団体の活動が、当該地区における景観形成に有効と認められるものであること。
- (2) 団体の活動が、当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) 団体の活動が、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
- (4) 市長が定める事項を具備する団体規約が定められていること。

(認定の取消し)

第18条 市長は、前条の規定により認定した協議会が前条各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項から附則第

4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の高松市景観条例（以下「新条例」という。）第3条第1項から第3項までの規定の例により、景観計画を定めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により景観計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に景観計画の策定について改正前の高松市都市景観条例（以下「旧条例」という。）に規定する高松市都市景観審議会に対して行った意見の聴取は、新条例第3条第4項の規定に基づき行った意見の聴取とみなす。
- 5 施行日前に旧条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届出のなされた行為については、新条例第7条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号の条例で定める行為とする。
- 6 前項に規定する行為に係る届出をした者に対する助言及び指導については、旧条例第14条及び第20条の規定は、当分の間、その効力を有する。

附 則（平成27年12月28日条例第74号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	届 出 を 要 し な い 行 為
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域（重点地区を除く。）	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築等」という。）で、高さが20メートル以下であり、かつ、延べ面積が3,000平方メートル以下であるもの (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建設等」という。）で、高さが10メートル以下であるもの (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開

	<p>発行為（以下「開発行為」という。）で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの</p> <p>(4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等</p> <p>(5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等</p>
<p>都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域、都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域並びに都市計画区域外の区域（いずれも重点地区を除く。）</p>	<p>(1) 建築物の建築等で、高さが10メートル以下であり、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下であるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等で、高さが10メートル以下であるもの</p> <p>(3) 開発行為で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの</p> <p>(4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等</p> <p>(5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等</p> <p>(6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第33条第1項に規定する普通地域内における同法の規定により届出が必要となる行為</p>
<p>栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道(11・193号等)景観形成重点地区、屋島景観形成重点地区及び讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区の区域</p>	<p>(1) 建築物の建築等で、高さが10メートル以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下であるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等で、高さが10メートル以下であるもの</p> <p>(3) 開発行為で、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が3,000平方メートル以下であるもの</p> <p>(4) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築等</p> <p>(5) 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等</p> <p>(6) 自然公園法第33条第1項に規定する普通地域内における同法の規定により届出が必要となる行為</p>

仏生山歴史街道景観形成 重点地区の区域	仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建 設等
------------------------	----------------------------